

「優生手術に対する謝罪を求める会」は、1996年に優生保護法から「不良な子孫の出生を防止する」という優生条項がなくなり母体保護法に変わった翌年にできた市民グループです。97年に行った電話相談に連絡をくれたのが飯塚淳子さんです。あれから20年、飯塚さんと一緒に厚生省(当時)や国会議員に要望をし、他の障害者団体とともに、国連の機関に強制不妊手術の人権侵害を訴えてきました。くわしくは、『優生保護法が犯した罪』(現代書館)をご覧ください。

先日、96年に優生保護法がなくなる時に一緒に活動していた女性障害者の友だちと久しぶりに会いました。彼女は、優生保護法がなくなった時「これで私は生きられる、殺されることはない、本当に安心した」と思ったそうです。脳性まひの彼女は不妊手術を受けた被害者ではないですが、優生保護法はこのように、自分たちは生きていけないと感じさせる法律だった。障害者は生きてはいけないと思わせ続けてきたのです。

今、法律に向けた動きがあるなかで、一番大事なのは、優生保護法で行ったことは間違いだったと国が謝ること、お詫びすることだと思います。優生手術は、国が指導し、都道府県も実行し、福祉や医療関係者が行ったのです。

謝罪の大切さを考えた時、「救済」という言葉には、どうしても違和感があります。「気の毒な人を救ってあげる」のではないのです。国が自ら行ってきたことは間違いだった、皆さんに無断で納得してないのに手術をして、体と心を傷つけたこと、そして子どものいる人生を選ばなくさせたことは、間違いだったときちんと言わないと、被害を訴えることはできません。

新たに被害者だと訴えたら、また何をされるか、後ろ指さされたり、悪口を言われるのではないか、金もらいたいの?など酷いことを言われるのではないか、怖くて当事者も家族も声をあげられません。そういう偏見をなくすためも、国は間違いだったと認めて、謝罪する必要があります。

この基本姿勢を前提にして2つの問題提起をします。

まず、お名前がわかっている方へ連絡するかどうか。私は、お詫びをして、名誉を回復していただくために、何らかのアプローチをした方がいいと考えますが、対応の仕方によっては、さらに傷つけてしまう危険もあります。プライバシーや尊厳を傷つけることがないようにするにはどうしたらいいのか、みんなで知恵を出し合っていきましょう。

もう一つは調査や被害認定に関して。どちらも、国から独立した第3者的な検証委員

会で行う必要があります。厚生省のなかに作るのは、問題があります。公害の撒き散らした企業に、被害者の認定をさせるようなものではないでしょうか。

優生手術は、狭い意味での障害者だけが対象になったものではありません。「不良な子孫」と国が勝手なレッテルを貼った人に対して、つまり誰でも、被害を受ける可能性があったのです。しかも被害にあったのは、様々な困難を抱えている人です。本当なら、国や周りの人が支援すべき人を、傷つけてきた法律です。

人間を優劣につけて、生まれるべきではない人は差別してもいいという法律だった。だからこそ、人権や平等に反するんです。「可哀想な人を救ってあげる」というのではなく、過去の差別を反省し、これからの平等な世の中を作るための立法が必要です。

最後にもう一つ、今強制不妊手術についての連続講座を東京でやっています。2回目の講師、ドイツの強制不妊手術に詳しい紀愛子さんにお聞きしたところ、ドイツでは「救済」という言葉は一度も出てきておらず、もっぱら「補償」が使われたそうです。ただ「補償」と訳しうる言葉でも2種類あり、損害に対する補償（償い）を示す言葉と、「再び・良く・する」を意味する言葉が使われた。「再び・良く・する」は、「被害回復」という言葉とニュアンスは近いのかもしれませんが。

詳しくは、10月26日18時30分から講座がありますので、よろしかったらお越しください。

市民アカデミア2018でクリックしてみてください。

<https://www.keiho-u.ac.jp/academia18/renzoku4.html>

大橋由香子